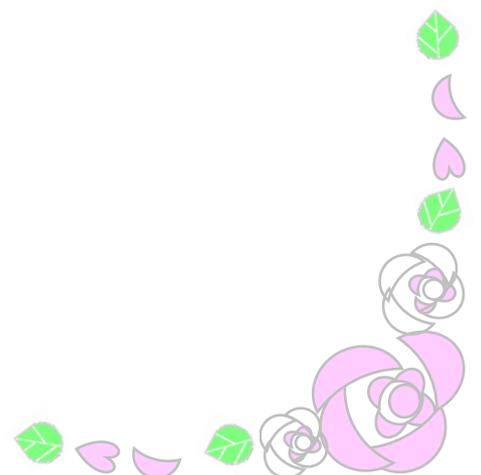


# 綾瀬市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き

綾瀬市

令和4（2022）年2月



## 目 次

1. 綾瀬市パートナーシップ宣誓制度の趣旨	・・・P1
2. パートナーシップの定義	・・・P1
3. 宣誓をすることができる方	・・・P2
4. 宣誓の手続フロー	・・・P3
5. 宣誓に必要な書類	・・・P5
6. 宣誓後について	・・・P7
7. Q&A	・・・P9

【参考】綾瀬市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

## 1. 綾瀬市パートナーシップ宣誓制度の趣旨

「第3次あやせ男女共同参画プラン」に掲げられた基本理念「一人ひとりが  
すてきに生きよう」に基づき、基本施策の一つである「あらゆる性に関する人  
権意識の向上」を促進するため、本市においては、性的マイノリティをはじめ  
とする性の多様性への理解を深め、差別や偏見のない自分らしい生き方ができ  
る社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度を創設しました。

## 2. パートナーシップの定義

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものでなく、互いを  
人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約  
束した関係をいいます。

### 3. 宣誓をすることができる方

パートナーシップを宣誓するには、二人とも次の要件を全てに該当している必要があります。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は、一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 婚姻していないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 民法に規定する婚姻のできない続柄（近親者など）でないこと。  
ただしパートナーシップのある二人が養子縁組をしている場合は養子縁組を解消した後に宣誓することができる。

## 4. 宣誓の手続フロー

### (1) 事前予約

宣誓を希望される日の7日前までに電話などで事前予約をしてください。

【受付】市民課 広聴相談担当

TEL：0467-70-5605

月曜日～金曜日（休日及び年末年始を除く）

8時30分～12時15分、13時00分～17時00分

<予約時にお伝えいただきたいこと>

- ・ 宣誓希望日と時間
- ・ 宣誓する二人の氏名と日中の連絡先

※宣誓できる日時は、月曜日～金曜日（休日及び年末年始を除く）

9時00分～16時00分（状況によりご希望に沿えない場合があります。）

### (2) パートナーシップ宣誓

- ・ 事前予約した日時に、必ず二人そろってお越しください。
- ・ 「5. 宣誓に必要な書類」に記載の必要書類を持参してください。
- ・ 宣誓には市職員が立ち会います。

市が用意する「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップ宣誓にあたっての確認書兼同意書」にそれぞれが記入署名し、提出してください。

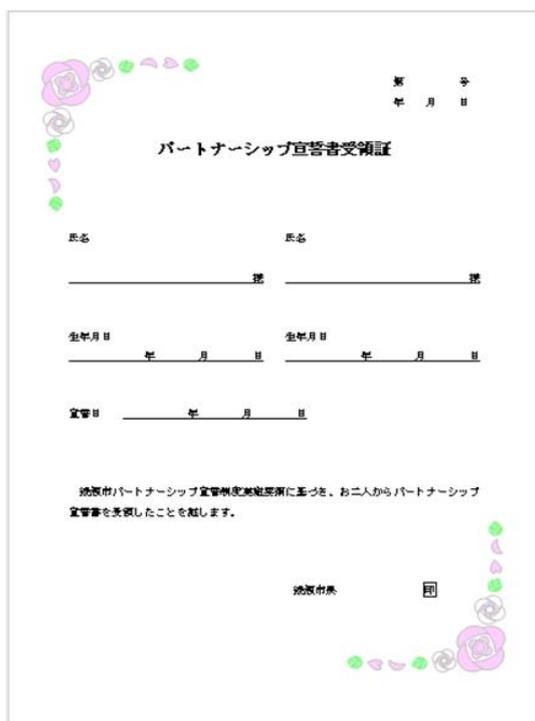
※ 自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。

### (3) 宣誓書受領証等の交付

- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証」 1 通
- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証カード」 希望する場合 各 1 通
- ・ 「パートナーシップ宣誓書の写し」 1 通

- ※ 事務作業のため、1～2時間ほどお時間をいただきます。
- ※ 書類に不備がある場合には、後日改めて手続きをお願いすることがあります。
- ※ 宣誓時に転入予定の場合には、3月以内に住民票等の必要書類を提出してください。この場合の交付は、必要書類の提出後になります。

#### パートナーシップ宣誓書受領証 (A4 サイズ)



第 〇 〇 号  
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 氏名  
\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

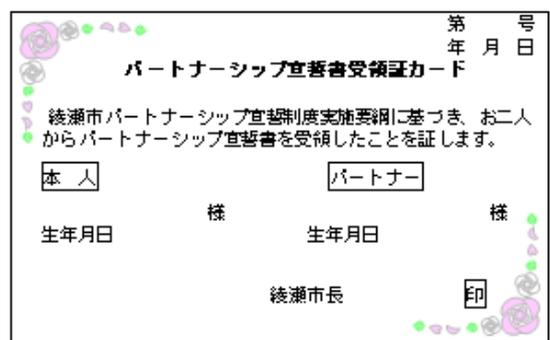
生年月日 生年月日  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

宣誓日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

綾瀬市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

綾瀬市長 印

#### パートナーシップ宣誓書受領証 カード (86mm×54mm)



第 〇 〇 号  
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証カード

綾瀬市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人 パートナー  
\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

生年月日 生年月日  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

綾瀬市長 印

## 5. 宣誓に必要な書類

### (1) 現住所を確認できる書類

- 宣誓日以前、3月以内に交付された「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」を一人1通ずつお持ちください。

※ 宣誓をする二人が同一世帯になっている場合には、二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

※ 転入予定の場合には、その旨が確認できる書類（「転出証明書」「売買契約書の写し」「賃貸契約書の写し」等）をお持ちください。

### (2) 配偶者のないことを証明する書類

- 宣誓日以前3月以内に本籍地の市区町村から交付された「戸籍抄本」等を一人1通ずつお持ちください。
- 外国籍の方の場合は、宣誓日以前3月以内に大使館等公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書類「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」に日本語翻訳を添付してお持ちください。

（1）及び（2）の書類は、宣誓書に添えて提出していただきます。

（返却はいたしませんのでご了承ください。）

### (3) 本人確認ができる書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート（旅券）、運転免許証など。写真付きがない場合は、健康保険証、年金手帳、通帳などから2点の書類をお持ちください。（有効期限があるものについては、期限内のものに限ります）

1点の提示で足りるもの（例）	2点以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・運転免許証</li><li>・住民基本台帳カード（顔写真付き）</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳カード（顔写真なし）</li><li>・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・各種医療証</li></ul> <p>※顔写真付きの学生証</p> <p>※法人が発行した顔写真付きの身分証明書</p> <p>「※」の書類のみが2点以上あっても確認できません。その他書類（健康保険証等）と組み合わせて提示してください。</p>

### (4) 通称名を確認できる書類

性別に違和感があるなど、特段のご事情があって、通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類提示をしていただきます。

受領証等に戸籍上の氏名と併せて記載します。

例：社員証、学生証、各種郵便物、公共料金の請求物 など

※通称名の使用をご希望される方のみ必要です。

## 6. 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付や返還、宣誓事項の変更の際は、来庁される日を事前に電話でご連絡ください。

### (1) 宣誓書受領証等の再交付

パートナーシップ宣誓書受領証等の紛失等で、再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出していただきます。

紛失以外の場合（汚損等）はパートナーシップ宣誓書受領証等を添付してください。

### (2) 宣誓事項の変更があった場合

氏名（通称を含む）又は住所の変更があった場合は、変更内容を確認できる書類、交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等を添付して、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出していただきます。氏名に変更があった場合は受領証等を再交付します。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証カードを添付して「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出していただきます。

- ① 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ② 一方又は双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ③ その他（死亡等）宣誓者の要件に該当しなくなったとき

※ 単身赴任、親族の介護・看護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は除きます。

### ※ パートナーシップの無効

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号をホームページ上などで公表する場合があります。

- ・当事者間にパートナーシップを形成する意思のないとき
- ・宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ・宣誓者の要件に反しているとき
- ・（転入予定で宣誓している場合）宣誓日から3月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき

## 7. Q & A

### Q1. パートナーシップ宣誓制度と法律婚とは何が違うのですか？

A. 婚姻は民法が定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方綾瀬市が行うパートナーシップ宣誓制度は市の要綱に基づき実施されるものであり、法的な効力はありません。

### Q2. 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A. 欧米等の同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおいて保護を与えるものです。一方、綾瀬市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的な権利や義務を生じるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

### Q3. 宣誓をする際に費用はかかりますか？

A. 宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付の手続きの際についても同様です。

#### **【参 考】**

- ・住民票及び住民票記載事項証明 1通 300円
- ・戸籍抄本 1通 450円

※本籍地が綾瀬市以外にある場合は、本籍地の役所に確認願います。

### Q4. 「成年に達している者」とは何歳以上ですか？

A. 20歳以上です。なお、民法の改正により、2022年4月1日以降満18歳以上となる予定です。

Q5. 戸籍上異性のパートナー（事実婚含む）でも制度を利用することはできますか？

A. 様々な理由により、法律婚を選択しない又は利用しないという方もおりますので、綾瀬市ではすべてのパートナーシップ関係にある方々に選択肢の一つとして本制度を利用いただけるよう、戸籍上の性別は問わないこととしております。

Q6. 同居していないと宣誓できませんか？

A. 必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q7. 綾瀬市民でないと宣誓できませんか？

A. 具体的には次の場合に宣誓することができます。

- ・ 宣誓者の双方が綾瀬市にお住いの場合、又は一方が市内にお住まいで他方が3月以内に市内へ転入予定の場合  
（転入後「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」をご提出いただき、確認後、宣誓書受領証等を交付いたします。）

Q8. 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A. 代理人による宣誓はできません。お二人そろって窓口へお越しください。ただし、病気等の事情のため、お二人で窓口に来ることができない場合には、ご相談ください。

Q9. 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要がありますか？

A. 市外に転出されると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届をご提出いただき、交付した宣誓書受領証等を返還していただきます。

Q10. 民法に規定する婚姻できない近親者とは具体的にどのような関係ですか？

A. 具体的には次のとおりです。

- ・直系血族または三親等内の傍系血族の間（民法734条）  
→ 祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- ・直系姻族の間（民法735条）  
→ 子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等
- ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法736条）

Q11. 養子縁組をしても宣誓はできますか？

A. 現行の婚姻制度においては、民法に規定されている者同士の婚姻は認められておりません。一方で、パートナーシップ関係にある方々の中には、これまでに宣誓等の制度のような選択肢がない状況の中で、やむを得ず養子縁組を組まれたケースも考えられます。本制度は要綱により実施する制度で法的な効力はありませんが、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消されたパートナーシップ関係にある方々については、本制度を利用していただくことができます。

Q12. 外国籍の方でも宣誓できますか？

A. 外国籍の方でも宣誓できます。宣誓の際には、大使館等公的機関の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、独身であることを確認できる書類に、翻訳者の氏名を記入した日本語の翻訳文を添付して提出していただきます。なお、宣誓しても在留資格や在留期間は変わりません。

Q13. 宣誓は郵送でもできますか？

A. 本人確認を行うため、郵送による宣誓はできません。

Q14. パートナーシップ宣誓書受領証を提示することでどのようなサービスが受けられますか？

A. 行政サービスでは、市営住宅や県営住宅への入居申込に利用できます。また医療機関によっては、親族として面会や手術の同意を認めている場合もあります。民間サービスでは、受領証を提示することで、一部携帯電話会社の家族割や生命保険の受取人になることが可能となるなど、婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるケースがあります。詳細については各事業者にお問い合わせください。今後利用可能なサービスが広がるよう制度の周知に努め、理解及び協力をお願いしてまいります。

Q15. パートナーシップ宣誓書受領証に有効期限はありますか？

A. 本制度は、市として宣誓書を受領した事実を証明するものであるため、また、法律上の効果が発生するものではありませんので、受領証自体に有効期限はありません。

## 【参考】綾瀬市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性的マイノリティをはじめとする性の多様性への理解を深め、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現を目指し、パートナー関係にある二人が、両者の自由意思により行うパートナーシップ宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップのある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 婚姻をしていないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻のできない続柄でないこと（同法第729条の規定により親族関係が終了した場合を除く。）。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができずと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証

【参考】綾瀬市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内への転入を予定している者は、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等の市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が理由があると認める場合は、宣誓書等の氏名の記載に際し戸籍に記載されている氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に通称名（本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を併記することができるものとする。

2 前項の規定により通称名を併記する場合は、宣誓をする際に、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(交付書類)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、前項の受領証に加え、希望する者に対してパートナーシップ宣誓書受領証カード（第3号様式。以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により宣誓書に通称名を併記したときは、当該通称名及び本名を受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

(再交付の申請)

第7条 前条第1項の規定により、受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は当該受領証等を紛失し、又は毀損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書に、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

3 第4条第2項の規定は、受領証等の再交付の申請について準用する。この場合において、同項中「宣誓を」とあるのは「申請を」と、「宣誓書」とあるのは「再交付申請書」と読み替えるものとする。

4 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証等を再交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 宣誓者は、氏名（通称名を含む。以下同じ。）又は住所に変更があったときは、速やかにパートナーシップ宣誓事項変更届（第5号様式。以下「変更届」という。）に、変更の事実が確認できる書類及び受領証等（受領証カードについては、第6条第2項の

【参考】綾瀬市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

規定により交付を受けている場合に限る。)を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、変更届の提出を受けた場合は、宣誓者が氏名を変更するときは受領証等を再交付し、住所を変更するときは提出された受領証等を確認後返却するものとする。

3 第4条第2項の規定は、宣誓事項の変更の手続において準用する。この場合において、同項中「宣誓を」とあるのは「変更の届出を」と、「宣誓書」とあるのは「変更届」と読み替えるものとする。

(返還の届出)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)に受領証及び受領証カード(第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が市内に住所を有しなくなったとき。

(3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方は、市長に申し立てなければならない。

3 市長は、前項の申立てがあった場合は、内容を審査し、特別な事情があると認めるときは、第1項に定める返還届及び添付書類の提出を受けるものとする。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

(1) 宣誓者の一方又は双方にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条の規定に反しているとき。

(4) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(交付番号の公表)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、返還され、又は宣誓を無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(啓発)

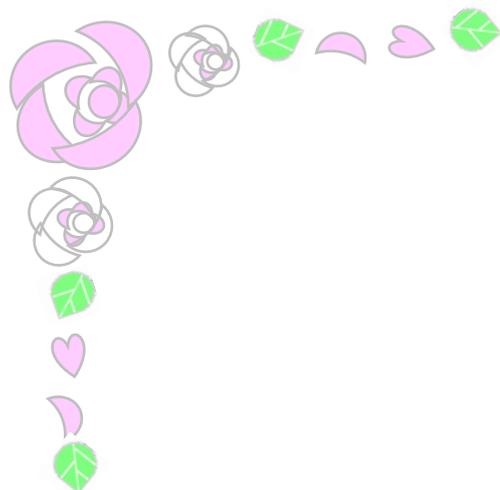
第12条 市長は、この制度の趣旨が理解されるように、市民及び事業者への周知啓発に努める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。



## 綾瀬市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き

令和4（2022）年2月

発行：綾瀬市 市民環境部市民課広聴相談担当

〒252-1192

綾瀬市早川550番地

電話番号：0467-70-5605

FAX 番号：0467-70-5701

e-mail：[wm.705605@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705605@city.ayase.kanagawa.jp)

